

## 経済活動再開に向けた感染拡大抑止期間(沖縄県対処方針)Q&amp;A

質問項目	回答
1. 総論	
Q1:期間はいつからいつまでですか。	A1:令和3年10月1日(金)から令和3年10月31日(日)までです。
Q2:対象区域について教えてください。	A2:沖縄県全域です。
Q3:感染拡大抑止期間中の解除はありますか。	A3:順調に感染者が減少した場合は、期間内であっても前倒し解除を行います。ただし、感染拡大の傾向(新規陽性者が前週と比べて増加することが目安)が見られる場合は、リバウンドを防ぐため法24条第9項に基づく強い対策を講じます。
2 外出及び移動に関する要請	
Q1:外出を自粛しなくてもいいですか。	A1:緊急事態宣言解除後の期間は、感染再拡大を防ぐ重要な局面です。感染拡大抑止期間(10月1日から10月31日)の外出や移動を控え、特に夜間の外出を控え、混雑している場所や時間をさけるようお願いします。
Q2:スーパーに食料品を買い物に行くのは制限されますか。	A2:スーパーや薬局などに生活必需品を買いに外出することを制限するものではありません。 そうであっても、買い物は代表者1人でいくなど、混雑を避ける、並ぶ際には距離を取るなど「3密」を避けるようお願いします。
Q3:病院や診療所に通院するのは制限されますか。	A3:病院や診療所へ通院することを制限するものではありません。
Q4:出勤するのは制限されますか。	A4:出勤を制限するものではありませんが、テレワークを活用する、時差通勤など、通勤・在勤時の密を防ぐ取組をお願いします。
Q5:お葬式に出席するのは制限されますか。	A5:お通夜や告別式への出席を制限するものではありません。「3密」をできる限り避け、同居家族やいつも一緒にいる方以外との会食を避けていただくようお願いします。
Q6:銀行に行くのは制限されますか。	A6:銀行へ行って預金の払出など必要な手続を行うことを制限するものではありません。並ぶ際に距離を取るなど「3密」をできる限り避けていただくようお願いします。
Q7:レストランに行くのは制限されますか。	A7:レストランなどの飲食店へ行くことを制限するものではありませんが、会食は、4人以下・2時間以内で行うこと、できるだけ同居家族やいつも一緒にいる方とお願いします。 また、感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用は控え、「感染防止対策認証店」をご利用ください。 営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用はやめてください。
Q8:沖縄県から他県に行くのはだめなのですか。	A8:都道府県間の往来について、必要性をよく検討してください。出発前には、ワクチン接種の完了又はPCR等検査受検をお願いします。 離島への往来については、来島自粛を求めている離島との往来は自粛してください。その他の離島についても往来については必要性をよく検討してください。
Q9:他県から沖縄県に入るのはだめなのですか。	A9: ・居住地の知事が求める都道府県間移動に関する要請に従い、慎重に検討ください。 ・来県前には、事前の十分な健康観察と感染防止対策の徹底をお願いします。 ・体調不良の際には来県中止または延期をお願いします。 ・来県前には、ワクチン接種を完了するかPCR等検査で陰性を事前に確認ください。 ※来訪前に検査が受けられない方は、那覇空港、宮古空港、下地島空港、新石垣空港、久米島空港、到着時にPCR等検査を受検できる体制を整備しております。  ※10月31日搭乗分まで、羽田、成田、中部、伊丹、関西、福岡空港から沖縄県内の空港との間を結ぶ便について無料のPCR等検査を政府において実施していますので、是非ご利用ください ( <a href="https://corona.go.jp/passengers_monitoring/">https://corona.go.jp/passengers_monitoring/</a> )
Q10:飛行機は止まってしまうのですか。	A10:航空機等の公共交通機関に運休を要請するものではありませんので、慌てて帰省するなど不必要な移動は控えてください。

Q11:物流が完全に止まってしまうのですか。	A11:物流等社会・経済生活を維持する上で必要なサービス、ライフラインについては確保されます。食料品や医薬品等の買占めは厳に謹んでいただきますようお願いいたします。
Q12:外出するのに手続が必要になるのですか。	A12:外出するのに手続は不要です。
Q13:外出した場合に罰則はあるのですか。	A13:外出をした場合に罰則があるものではありませんが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止には県民のお一人お一人のご協力が不可欠です。大切な人の生命・健康を守るためにも、感染拡大抑止期間(10月1日から10月31日)の外出や移動を控え、特に夜間の外出を控え、混雑している場所や時間をさけるようお願いいたします。
<b>3 事業者向けく飲食店等について&gt;</b>	
Q1:営業時間短縮の要請対象となる「飲食店」は、どのような店舗ですか。	A1:食品衛生法の飲食店営業許可を受け、屋内/屋外(テラス席等)で飲食サービスを提供する飲食店及び飲食を伴う遊興施設等を要請対象とします。ただし、宅配・テイクアウトサービスは除きます。 ※以下は、宅配・テイクアウトサービスとして扱うため、 <b>要請の対象外</b> となります。 1.総菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗 2.ケータリングなどのデリバリー専門の店舗 3.スーパーやコンビニ、弁当屋等の店内イートインスペース 4.自動販売機(自動販売機内で調理を行うホットスナックなど)コーナー 5.キッチンカー 6.屋台(屋台との名称であっても移動不可の固定した施設で席を設けて飲食を提供している場合は対象となります)
Q2:時短要請の対象となっている「遊興施設等」とはどのような施設ですか。	A2:「遊興施設等」とは、キャバレー、ナイトクラブ、ライブハウス、ダンスホール、スナック、バー、ダーツバー、パブ、カラオケボックス、などであり、さらに食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗が要請の対象です。
Q3:テイクアウト形式の飲食店(例:タピオカ屋、たい焼き屋)ですが、営業時間短縮の要請対象となりますか。	A3:飲食を中心とした感染が拡大しているとの専門家による指摘を受け、飲食による感染リスクを抑え、これ以上の感染拡大を食い止めるために、飲食店等に対して営業時間要請を行っております。そのため、人々が集まっての飲食につながらない宅配・テイクアウトサービスは本要請の対象外としています。
Q4:飲食店等への営業時間短縮要請について教えてください。	A4: 【感染防止対策認証店】 ・5時から21時までの営業時間短縮 ・酒類提供は11時から20時まで  【その他飲食店等】 ・5時から20時までの営業時間短縮 ・酒類提供は11時から19時まで  以上の要請を行っております。(テイクアウト・デリバリー除く)
Q5:酒類提供が19時、営業時間短縮要請が20時までの店舗の場合、19時までラストオーダーをすればよいですか。	A5:ラストオーダーの時間を19時までとしてください。その際、20時までに営業を終了し、すべてのお客様が退店していただくようお願いいたします(お客様がいない状態にしてください)。
Q6:ホテル等の宿泊施設の飲食店は営業時間短縮要請の対象となりますか。	A6:食品衛生法の飲食店営業許可を受け、飲食の提供を行っていれば、営業時間短縮要請の対象となります。  食品衛生法の飲食店営業許可を受けた屋内・屋外店舗で営業を行っていれば時短要請の対象となり、協力金の支給対象となります。また、宿泊客等特定客のみの飲食店(ホテルのラウンジ等)を含みます。 ※ルームサービスは要請の対象外となります。
Q7:感染拡大抑止期間中に新規オープンした飲食店は要請の対象となりますか。	A7:要請時点で食品衛生法の飲食店営業許可を受け営業を行っている飲食店が要請の対象となるため、要請後に新規オープンした飲食店は要請の対象外となりますが、感染拡大抑止期間中に鑑み、営業時間を20時までとする等、感染拡大防止対策にご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

	Q8:ノンアルコールビールの提供は酒類の提供に当たりますか。	A8:あたりません。
	Q9:イトインスペースがあるスーパーやコンビニは要請の対象となりますか。	A9:要請の対象外となります。
	Q10:カラオケボックスは営業時間短縮要請の対象となりますか。	A10:要請の対象となります。 5時から20時までの営業時間短縮、酒類提供19時までの要請となります。
	Q11:カラオケボックスではカラオケ設備は利用できるが、飲食を主とする店舗でのカラオケ設備の利用自粛が要請されているのはなぜですか。	A11:「飲食を主とする店舗(カラオケ喫茶、スナック等)は、不特定多数の人が同じ空間で飲食しながら大声を出すことになり、感染リスクが高くなります。以上の理由から、飲食を主とする店舗におけるカラオケ設備利用の自粛を要請しております。 なお、カラオケ設備を換気設備のある個室に移動する等により、カラオケボックスと同等の感染対策(4人以下の同一グループ、2時間以内、店員の同席なし、等)で利用の場合はカラオケボックス同様と取り扱います。
	Q12:移動販売車(キッチンカー)や移動式屋台など移動しながら営業を行う場合、営業時短等に協力したら支援金の対象となりますか。	A12:移動販売車(キッチンカー)や移動式屋台は要請の対象外となり、協力金も支給されません。
	Q13:飲食店の営業許可をもち、屋外での営業を主とする店舗は要請の対象となりますか。	A13:要請の対象となります。 飲食店の営業許可を持ち、屋外BBQのように屋外での営業を主としている場合でも、要請の対象となります。
	Q14:遊覧船を営業している会社で、船上で宴会やパーティーを行っている。今回、要請の対象となりますか。	A14:飲食店の営業許可を取っていれば、要請の対象となります。飲食店の営業許可を取っていない場合、時短要請の協力をお願いします。
	Q15:その他、飲食店等に対する要請はありますか。	A15:特措法第24条第9項に基づき、以下の要請を行っております。 (1)飲食を主とする店舗で、カラオケ設備がある店について、カラオケ設備の利用自粛の要請 (2)同一グループ・同一テーブル原則4人以内(例外:介助や介護を要する場合等) (3)感染防止対策の協力要請 ・従業員への検査推奨、入場者の整理誘導、施設の換気 ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ・手指消毒設備の設置、事業を行う場所の消毒 ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知 ・正当な理由なく、マスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(会話する時はマスク着用) ・アクリル板の設置(又は座席の間隔1m以上の確保) ・県・市町村の実施する感染防止対策促進のための巡回事業への協力
4 感染拡大防止協力金について		
	Q1:協力金の支給を受けるには、いつから営業時間短縮要請に協力する必要がありますか。	A1:飲食店向け協力金については、令和3年10月1日から令和3年10月31日までの全期間、営業時間短縮の要請に応じていただくことが必要です。
	Q2:店内飲食とテイクアウトを行っている場合は、協力金の対象となるのか。	A2:店内外飲食を営業時間短縮要請の時間内に閉店した上で、テイクアウトのみの営業を20時(認証店は21時)以降も継続した場合でも対象となります。
	Q3:通常の営業時間が21時から5時まで営業しているスナックの場合、要請に協力するには休業しなければならないのか	A3:カラオケ設備を提供している店舗の場合は、カラオケ設備の利用を自粛して頂いたうえで、営業時間を20時(認証店は21時)まで短縮していただくことが必要となります。
	Q4:事業者で複数の店舗を持っている場合に、一店舗のみの協力でも協力金の対象となりますか。	A4:感染拡大防止の観点から全ての対象店舗について協力の要請をしております。また、一事業者で酒類の提供及び20時(認証店は21時)以降営業している飲食店を所有している場合は全ての店舗で協力した場合協力金の対象となります。

5 沖縄県感染防止対策認証制度について	
Q1:認証制度の目的について教えてください。	A1:県内では、新型コロナウイルス感染症の再拡大の波が繰り返し、県民生活や医療現場、産業経済に深刻な影響を及ぼしています。その観点から県民生活と経済活動の接点となる飲食店等の感染症対策を強化することを目的としています。 飲食店等における感染防止対策の基準を設け、基準をクリアした店舗に「認証済ステッカー」を付与する認証制度を導入します。まずは、飲食店から巡回指導を始め、その後、順次、認証の対象について、拡大していく予定です。  ※令和3年9月1日から、宿泊施設に対する感染防止対策認証制度を開始
Q2:認証の手順について教えてください。	A2:認証のスケジュールについては以下のとおりです。  (1)申請書の提出  (2)申請書が提出されましたら、事務局から申請者へ、申請内容の確認及び実地調査に係る日程調整等の連絡をいたします。  (3)県の委託を受けた調査員が感染防止対策に係る基準に沿って実地調査を行います。  (4)上記の基準を満たしていることが認められれば、認証ステッカーを交付します。  認証ステッカーは後日の郵送となります。  詳細は以下をご参照ください。 <a href="https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/hoken/kansen/taisaku/okinsho.html">https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/hoken/kansen/taisaku/okinsho.html</a>
Q3:実地調査を受けたが、認証ステッカーが10月1日までに届かない場合はどうなりますか。	A3:実地調査日に修正事項がない場合、かつ翌営業日までに事務局から修正事項等の連絡がない場合は、実地調査日の翌日から認証店として取り扱います。なお、営業日とは事務局の営業日を指し、飲食店の営業日ではございません。 例①水曜日に実地調査を終了した場合、木曜日中に事務局から修正事項等の連絡がない場合は、金曜日から認証店となります。 例②木曜日に実地調査を終了した場合、金曜日中に事務局から修正事項等の連絡がない場合は、土曜日から認証店となります。 例③金曜日に実地調査を終了した場合、月曜日中に事務局から修正事項等の連絡がない場合は、火曜日から認証店となります。  現在申請中の店舗で、実地調査が終了していない店舗は、国の通知に基づき、「非認証店」として取り扱います。
6 大規模施設等に対する要請について	
Q1:各施設(※1)に対する要請の内容について教えてください。  ※1 商業施設(生活必需物資を除く)、運動・遊戯施設、博物館・美術館、飲食店営業許可を持っていない遊興施設、サービス業(生活必需サービスを除く)  ※2 劇場・観覧場・映画館・演芸場、集会場・公会堂、展示場、ホテル・旅館(集会の用に供する部分のみ)	A1:各施設に対しては、以下のとおり特措法第24条第9項に基づく要請及び法によらない働きかけを行っております。 加えて、イベント関係施設は(※2)、イベント関係の場合は平日は21時までの営業時間短縮の法によらない働きかけを行っております。(映画上映についても同様の要請)  ※法によらない協力依頼(働きかけ)の場合、協力金の支給はありません。  【法第24条第9項に基づく協力要請】 ●入場者が密集しないよう整理・誘導、入場者の人数管理、人数制限 ●会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(特にフードコート)(アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底など) ●手指の消毒設備の設置と、利用者等への手指消毒の呼びかけ、従業員へのPCR等検査の勧奨 ●発熱等有症状者の入場を避けるための措置(入店時検温・サーモグラフィーの設置) ●入場者へマスクの着用徹底等の呼びかけ ●マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止(すでに入場している者の退場も含む) ●ゲームセンター、スポーツクラブ等の遊戯施設では、入場前の症状確認、検温、手指衛生の求めを行うこと  【法によらない働きかけ】 ●営業時間短縮 (1)イベントを開催する場合 5時から21時の範囲内の営業とすること (飲食の提供は20時までとする)  (2)イベント開催以外の場合 ○5時から20時までの範囲内の営業とすること  (3)映画館 ○5時から21時の範囲内の営業とすること
7 その他の対応	

	Q1: イベントの開催要件について教えてください。	A1: 10月1日以降のイベント開催要件は以下のとおりです  人数上限: 5,000人以内 かつ 収容人員: 50%以内(大声あり)、100%以内(大声なし)  ・主催者は、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ(COCONA)・沖縄県新型コロナウイルス対策パーソナルサポート(RICCA)の導入又は名簿作成などの追跡対策を徹底すること。 ・全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催するには、そのイベントの開催要件等について、県に事前に相談すること。県が求める要請を満たさない場合は、延期・中止を求めることがある。 ・全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件、人数上限の見直し等を行った場合には、迅速に対応すること。 ・来場者に対し、ワクチン接種又は事前のPCR等検査での陰性確認を勧奨すること。
	Q2: ホテル又は旅館は、集会の用に供する部分に限り、営業時間短縮や人数制限の協力を依頼するとなっておりますが、集会の用に供する部分以外の宿泊スペースについては特段使用の制限を受けないと考えてよいですか。	A2: そのとおりです。宿泊スペースは、使用制限の協力依頼をしていません。
	Q3: 物品販売業のスーパー、コンビニは、営業時間短縮の対象となりますか。	A3: 食品、衣料品、医薬品、燃料等生活必要物資を販売する店舗は営業時間短縮の働きかけ対象外となっております。
<b>8 問い合わせ先</b>		
	Q1: 問い合わせ先について教えてください。	A1: ・協力金の申請方法に関する事 「感染症対策協力金コールセンター」 電話: 0120-332-107 (受付時間: 9時～17時(土日・祝日を除く))  ・大規模施設協力金の申請方法等に関する事 沖縄県大規模施設等協力金コールセンター 電話番号: 0120-084-887 (受付時間: 9時～17時(土日・祝日を除く))  ・感染防止対策認証制度に関する事 「沖縄県感染防止対策認証制度事務局」 電話: 050-5526-3041 (受付時間: 9時～17時(土日・祝日を除く))  ・沖縄県対処方針の内容に関する事 「沖縄県対処方針コールセンター」 電話: 098-901-3028 (受付時間: 9時～17時(土日・祝日を除く))